

発達が気になるこどもの受診待機解消業務における企画提案について、次の事項について回答いたします。

番号	質問	回答
1	この事業の「こども」とは、具体的に何歳までを指しますか。 各医療機関の小児科が対象とする年齢としてよいでしょうか。	「18 歳まで」を想定しています。 本事業は、発達段階にある「こども」の早期支援を目的としています。 そのため、仕様書においても、「市内の医療機関や相談支援機関（各区こども家庭センター、各保健福祉センター、発達障害者支援センター等）（以下「依頼元」という。）の利用者のうち、各依頼元が当事業の利用が適当であると判断し、業務提供の依頼があった児童とする。」と規定しているところです。ここでいう児童とは、児童福祉法上の児童をさし、18 歳未満としております。 ただし、企画提案の中で中心とする対象年齢を絞ることは差し支えないと考えます。
2	医療機関には静岡市民以外も受診するが事業の対象は静岡市民のみとの解釈でよいでしょうか。	原則として「静岡市民のみ」を対象としています。 本事業は、心理検査のみを行うものでなく、その結果や観察等によるアセスメントに基づいて、保護者や保育・教育機関等への助言も合わせて実施しようとするものです。 関係機関も多岐にわたる可能性があるため、原則として「静岡市民」に限らせていただきます。
3	受診待機の受診とは初診時と考えてよいでしょうか。 全くの初診ではなく 2～3 年前に受診したことがあるがしばらく受診をしていない医療機関としては初診扱いになるこどもは対象としてよいでしょうか。	「全くの初診」に限定されるものではありません。 ご質問にあるような「初診扱い」になるこどもも対象として差し支えありません。 本事業は、早期支援につなげることを目的としているため、「初診（全くの初診、初診扱い）」に限ることなく、趣旨に沿ったこどもを対象として構いません。
4	事業に必要な支出について、人件費以外に事務室、相談室を設けるために必要な建物の改修費、心理業務に必要な検査用具、PC、プリンター等の備品購入費、車両のリース料、携帯電話等の通信費などが考えられます。 委託費からの支出が認められないものはありますか。	委託費に含まれる費用は、人件費、事業費（消耗品費、使用料、印刷費、光熱費、通信費等）です。 改修費、備品購入費は、委託費からの支出が認められません。